第三十三条第三項第二号	第四十八条第三号
（略）	（略）
第三十四条第二号	第四十八条第三号
（略）	（略）
第三十六条	
（略）	（略）
第三十条第一項	第九十一条の二十四第一項
（略）	（略）
第八十三条第一項第二号	第六十五条第一項及び第二項又は
（略）	（略）
第八十三条第一項第三号	第六十五条第一項及び第二項又は法第六十六条第一項（法第六十五条第一項第一号の規定による信託の契約であって、令第三十八条第一項第二号に該当するものを除く。）
第八十三条第二項	
第六十六条第四項	
（略）	（略）
（略）	（略）
第八十四条第一項第一号	第六十五条第一項及び第二項又は
（略）	（略）
第八十四条第三項	
（略）	（略）
第六十五条第一項及び第二項又は	
（略）	（略）

第九十一条の二十五において準用する法第四十八条第三号	
（略）	
第九十一条の二十五において準用する法第四十八条第三号	
（略）	
（略）	
第九十一条の二十四第一項	
（略）	
第九十一条の二十五において準用する	
（略）	
第九十一条の二十五において準用する法第六十六条第一項	
第九十一条の二十五において準用する第六十六条第四項	
（略）	
（略）	
第九十一条の二十五において準用する	
（略）	
第九十一条の二十五において準用する	
（略）	

第三十三条第三項第二号	第四十八条第三号
（略）	（略）
第三十四条第二号	第四十八条第三号
（略）	（略）
第三十六条	
（略）	（略）
第三十条第一項	第九十一条の二十三第一項
（略）	（略）
第八十三条第一項第二号	第六十五条第一項及び第二項又は
（略）	（略）
第八十三条第一項第三号	第六十五条第一項及び第二項又は法第六十六条第一項（法第六十五条第一項第一号の規定による信託の契約であって、令第三十八条第一項第二号に該当するものを除く。）
第八十三条第二項	
第六十六条第四項	
（略）	（略）
（略）	（略）
第八十四条第一項第一号	第六十五条第一項及び第二項又は
（略）	（略）
第八十四条第三項	
（略）	（略）
第六十五条第一項及び第二項又は	
（略）	（略）

第九十一条の二十四において準用する法第四十八条第三号	
（略）	
第九十一条の二十四において準用する法第四十八条第三号	
（略）	
（略）	
第九十一条の二十三第一項	
（略）	
第九十一条の二十四において準用する	
（略）	
第九十一条の二十四において準用する法第六十六条第一項	
第九十一条の二十四において準用する第六十六条第四項	
（略）	
（略）	
第九十一条の二十四において準用する	
（略）	
第九十一条の二十四において準用する	
（略）	